

介護保険

福祉用具購入の手引き

美里町福祉課介護保険係

平成25年10月25日改訂

◆福祉用具購入費支給制度について

介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、入浴や排泄に用いる福祉用具のうち、一定の基準を満たすもの（特定福祉用具・特定介護予防福祉用具。以下特定福祉用具等という。）を都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

1. 対象要件

美里町の被保険者であり、心身や住宅の状況等から福祉用具が必要なため、以下の対象要件を満たし、福祉用具を購入した場合に対象となります。事前協議せずに福祉用具を購入した場合は、支給対象になりませんので、注意してください。

- ①要介護認定（支援、介護）を受けており、認定の有効期間内であること。
- ②介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に本人が居住している住宅にて使用するもの。
- ③購入前に事前協議を行い、美里町に承認されていること。

2. 給付対象となる福祉用具（特定福祉用具等）の種類

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)。
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ①入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ②浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3. 支給基準限度額について

支給基準限度額は、毎年4月から3月までの1年間（支給限度額管理期間）に、福祉用具購入にかかった費用10万円までについて、福祉用具購入費の支給申請をすることができ、そのうちの9割が保険で支給されます。

なお、同一支給限度額管理期間内においては、同一購入種目の特定福祉用具等を2つ以上支給申請することはできません。（ただし、用途や機能が著しく異なる場合を除きます。）

4. 留意事項

(1) 要介護認定申請中に福祉用具を購入する場合

福祉用具購入は、要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、急を要する場合は、認定申請後、事前協議を経て福祉用具を購入することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は支給できません。支給申請は認定結果が出てからになります。

(2) 入院・入所中に福祉用具を購入する場合

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前協議後の福祉用具の購入は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。計画していた退院・退所予定日より、概ね2週間程度の差異は支給の対象とします。それ以上は退院の見込みがたっていないものとみなします。支給申請は退院・退所してからになります。なお、一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象外となります。

(3) 町外からの転入または町内転居する場合

福祉用具購入は、居住していることが必要条件となり、福祉用具購入後、支給申請は居住してからでなければできません。予定の変更等で転入しないこととなった場合は支給できません。（住宅により福祉用具の必要性は異なるはずであるため、町内転居においても同様に転居しなくなった場合は支給できません。）

◆福祉用具購入手続きのながれ

1. 事前協議

次の書類を提出します。

- (1) 償還払事前協議書
- (2) 福祉用具が必要となる理由書
- (3) 見積書（作成者、発行日等を記載し、押印してあるもので2社分）

※見積書には、購入予定である特定福祉用具等のカタログまたはパンフレット等詳細が分かるものを添付してください。

2. 事前協議の確認

事前協議書類の確認後に、「償還払事前協議書」に確認済みの押印をします。事前協議後、購入をやめる場合や購入予定の特定福祉用具等の種類及び金額、購入する事業者等が変更になった場合は、すみやかに役場福祉課介護保険係まで連絡し、再協議を行ってください。

3. 支給申請

特定福祉用具等の購入後、次の書類を提出します。

- (1) 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

①被保険者氏名、被保険者番号、生年月日、性別、要介護区分、認定有効期間、住所の各欄は、介護保険被保険者証の内容を記載してください。

②福祉用具名（種目及び商品名）欄には、前述の特定福祉用具等の種類の（1）～（5）までの種類名と製造業者の商品名を記載してください。

③製造事業者名及び販売事業者名の欄には、上段に製造事業者名、下段に販売事業者名を記載してください。

④購入金額の欄には、領収証記載の金額を記載してください。

※購入費用が10万円を超える場合は、10万円と記載

⑤申請者は被保険者となります。

⑥口座振込依頼欄には、申請者名義の振込口座を記載してください。

※申請者及び口座名義人が被保険者以外の場合は、委任状が必要です。

※被保険者が死亡した場合、相続人が申請者となります。その際、申請者以外の相続人から異議が生じた場合、相続人の間で解決する旨の記載がされた誓約書が必要となります。

- (2) 販売事業者発行の領収証

領収証の宛名には、被保険者の氏名が記載されている必要があります。（姓のみ、上様は支給対象となりません。）

- (3) 福祉用具購入費請求・領収書

日付及び金額は記入しないでください。押印は請求印のみで構いません。

- (4) 委任状（被保険者の口座と異なる場合）

- (5) 誓約書（被保険者が死亡した場合）

- (6) 事前承諾書（居住前（入院中または転居前等）や認定申請中の場合）

- (7) (1)～(3)の事前協議書類（見積書は原本）

4. 支給申請書類の確認及び支給決定

支給申請書類の内容を確認後、問題がなければ支給決定し、「福祉用具購入費償還払支給決定通知」を申請者宛に送付後、申請書に記載された金融機関口座に福祉用具購入費を振り込みます。(原則として、窓口での現金支給は行いませんので、口座が無い方は支給申請までに口座開設をお願いします。)

なお、支給申請から福祉用具購入費の振込までには2ヶ月程度の期間を要します。

◆美里町介護保険福祉用具購入に関するQ & A

1. 福祉用具購入費支給制度について

Q 1 介護保険法上、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのように定義されていますか？

(答) 要介護者等が厚生労働大臣が定める特定の福祉用具を購入した際に、町から償還払いで支給されるもので、支給される額は、購入に要した額の100分の90に相当する額であるが、支給限度額を超えることはできません。ここでいう福祉用具とは、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

Q 2 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのような場合に支給されますか？

(答) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費は、要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために、町が必要と認める場合に限り支給されます。

Q 3 特定福祉用具を購入し、支給を受けましたが、再度同一種目の特定福祉用具について支給申請することはできますか？

(答) 支給限度額管理期間（毎年4月1日から3月31日まで）において、同一の種目の特定福祉用具を既に購入し、支給されている場合は支給されません。（既に購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なる場合は支給対象となる場合があります。）ただし、次に掲げる場合について、町が必要と認めた場合は支給の対象となります。

- ①既に購入した特定福祉用具が破損した場合
- ②要介護者（要支援）被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合
- ③その他特別の事情のある場合

Q 4 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給対象の特定福祉用具を販売する場合、特定福祉用具貸与事業と同様に、都道府県知事による指定は必要ですか？

(答) 平成18年4月より、要介護者に対する特定福祉用具販売、要支援者に対する特定介護予防福祉用具販売のそれぞれについて、都道府県知事への申請及び都道府県知事による指定が必要となりました。

被保険者が当該指定を受けていない事業所で特定福祉用具を購入した場合は保険給付の対象となりませんのでご注意ください。

Q 5 3月に認定申請した者が、3月、4月に各10万円、すなわち連続する2ヶ月間に合計20万円の支給を受けることは可能でしょうか？

(答) 支給の対象となります。

Q 6 福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、4月1日から3月31日までとなっていますが、特定福祉用具の購入日、支給申請日等のいずれを基準として管理するのですか？

(答) 支給限度額については、介護保険法第44条第4項で「居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、・・・を超えることができない。」と規定されていることから、特定福祉用具の購入日を基準として支給限度額管理を行うこととなります。(国保連のシステムにおいても購入日で支給限度額管理を行っています。) なお、購入日は、支給申請書に記載された購入年月日と領収証で確認することとなりますが、一般的には領収証の日付をもって購入日とします。

Q 7 ①有料老人ホームの入居者で特定施設入居者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められますか？②グループホームの入居者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められますか？

(答) 特定施設入居者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上、可能ですが、施設では整備されていることが前提であるため、一般的に必要なと考えられます。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となる場合があります。

Q 8 福祉用具購入において、消費税についても保険給付の対象となりますか？

(答) 消費税についても保険給付の対象となります。

Q 9 介護保険対象となる福祉用具購入の種目はどのようなものですか？

(答) 前述の通り、次の5種目となります。

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

2. 腰掛便座について

Q 1 介護保険対象となる腰掛便座とはどのようなものでしょうか？

(答) 次のいずれかに該当するものに限ります。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）

Q 2 腰掛便座の範囲は家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないのでしょうか？

(答) 腰掛便座の機能が給付対象に該当する場合、家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象となります。

3. 自動排泄処理装置の交換可能部品について

Q 1 介護保険対象となる自動排泄処理装置の交換可能部品とはどのようなものでしょうか？

(答) 尿が自動的に吸引される自動排泄処理装置の交換可能部品で、要介護者等、またはその介護を行う者が容易に交換できるものです。

Q 2 しびんを特殊尿器として福祉用具購入費を支給申請することは可能でしょうか？

(答) 自動排泄処理装置については「尿が自動的に吸引されるもの」としているので、しびんは給付対象となりません。尿が自動的に吸引されないもの（手動式のもの）についても支給対象とはなりません。

4. 入浴補助用具について

Q 1 介護保険対象となる入浴補助用具とはどのようなものでしょうか？

(答) 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限ります。

①入浴用いす

座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

②浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

Q 2 浴室内の滑り止め機能を有するマットは入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となりますか？また、浴室内の段差解消や浴室内の高さを調整するための滑り止めマットは入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となりますか？

(答) いずれの場合も、滑り止めマットは福祉用具購入費の対象とはなりません。

Q 3 床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか？

(答) 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る。）に該当するものと考えられますので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。ただし、給付の対象となるのは都道府県知事の指定を受けた販売事業者から福祉用具を購入した場合となります。

5. 簡易浴槽について

Q 1 介護対象となる簡易浴槽とはどのようなものでしょうか？

(答) 空気式または折りたたみ式等で、容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

Q 2 利用者が寝たまま利用できる組み立て式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれると解釈してよろしいでしょうか？

(答) 部分浴にかかる器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれず、給付対象とは認められません。

7. 移動用リフトのつり具部分について

Q 1 介護保険対象となる移動用リフトのつり具部分とはどのようなものでしょうか？

(答) 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(移動用リフト本体の購入は支給の対象とはなりません。リフト本体は福祉用具貸与の対象となります。)

8. その他

Q 1 複合的機能を有する福祉用具について、どのように取り扱えばいいのでしょうか？

(答) 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

- ①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して、部分毎に1つの福祉用具として判断します。
- ②区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断します。
- ③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱います。

Q 2 空気式の簡易浴槽とあわせてエアコンプレッサーを購入した場合、エアコンプレッサーの費用も福祉用具購入費として支給の対象となりますか？また、エアコンプレッサーが本体と一体となった商品があった場合、一体型の商品を購入する場合と別に購入する場合で、上記の取扱いは異なりますか？

(答) エアコンプレッサーが簡易浴槽と不可分のものとして一体で販売されている場合はエアコンプレッサー部分も含めて支給対象と成り得ますが、エアコンプレッサーのみを単体で購入する場合は支給対象外となります。

Q 3 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入は福祉用具購入費の対象となりますか？

(答) 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、町が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

Q 4 同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則1回とされていますが、限度額管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給は制限されますか？

(答) 規則第70条第1項では「要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する」ことが規定されているが、ここでいう「必要性」には被保険者の身体特性に照らした特定福祉用具の「使用」の必要性と当該用具の「購入」の必要性とが含まれているものと解されます。このため、同条第2項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に保有している当該特定福祉用具を購入する必要性が認められなければ支給対象となりません。

Q 5 同一種目の福祉用具の購入について、規則第70条第2項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない。」とありますが、次の場合はどうでしょうか？①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入していますが、夜間、居室で利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能でしょうか？②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽用手すりの購入は可能でしょうか？

(答) 「規則第70条第2項ただし書」に基づき判断することとなりますが、町長が必要と認めれば、支給は可能です。

介護保険法 一部抜粋

第八条

- 13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

第八条の二

- 13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

（居宅介護福祉用具購入費の支給）

- 第四十四条** 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
- 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。
- 5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。
- 7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

介護保険法施行規則 一部抜粋

(居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第七十条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

- 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十一条 居宅介護福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名
 - 二 当該申請に係る特定福祉用具の購入に要した費用及び当該購入を行った年月日
 - 三 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る特定福祉用具の購入に係る領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面を添付しなければならない。
 - 3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画（指定居宅サービス等基準第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。）を添付した場合であって、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間)

第七十二条 法第四十四条第四項の厚生労働省令で定める期間は、毎年四月一日からの十二月間（次条において「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。）とする。

(居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法)

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。